令和３年度
南鳩ヶ谷公民館運営審議会

日　時　令和３年７月１１日（日）
　　午前１０時～
場　所　南鳩ヶ谷公民館２階ホール

次　　第

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事

（１）令和２年度公民館事業報告及び利用状況について

（２）令和３年度公民館事業経過及び事業計画について

（３）その他

４　閉　会

川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会委員

任期　令和２年７月１日～令和４年６月３０日

	役職名	氏　名	公　　職	条例第３条該当名
1	会　長	神 原 幸 雄	南鳩ヶ谷１丁目自治会長	社会教育関係者
2	副会長	遠 藤 啓 一	南鳩ヶ谷３丁目自治会長	社会教育関係者
3	委　員	萩 原 美 樹	南鳩ヶ谷小学校長	学校教育関係者
4	委　員	澤 木 信 男	南鳩ヶ谷２丁目自治会長	社会教育関係者
5	委　員	野 崎 浩 伸	南鳩ヶ谷４丁目自治会長	社会教育関係者
6	委　員	竹 井 英 雄	南鳩ヶ谷６丁目自治会長	社会教育関係者
7	委　員	石 山　　進	南鳩ヶ谷８丁目自治会長	社会教育関係者
8	委　員	熊 井 誠 一	三ツ和自治会長	社会教育関係者
9	委　員	小 原 寛 司	八幡木自治会長	社会教育関係者
10	委　員	小 松 勝 三	前田自治会長	社会教育関係者
11	委　員	安 部 義 明	鳩ヶ谷緑町自治会長	社会教育関係者
12	委　員	山 下　　進	グリーンパーク鳩ヶ谷自治会長	社会教育関係者
13	委　員	松 島 美 樹	青少年育成推進員	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14	委　員	関 由 紀 夫	市議会議員	知識経験者
15	委　員	柴 﨑　　一	民生委員・児童委員	知識経験者

（１）令和２年度公民館事業報告及び利用状況について

①　公民館主催事業

事　業　名	開催日時	参加者数 ※延べ人数	対 象	概　　要
子ども居場所事業 子ども卓球教室	－	－	小学生	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
子ども居場所事業 子どもたちに やさしい運動広場	－	－	小学生	〃
人権問題理解講座 （講義）	－	－	登録団体 リーダー	〃
英会話講座	－	－	成年男女	〃
市民大学（後期） 「3 大プロジェクト 視察ツアー」	－	－	成年男女	〃
人権問題専門講座	－	－	登録団体 リーダー	〃

②　公民館関係事業

事　業　名	開催日時	参加者数	対 象	概　　要
公民館運営審議会	8 月 30 日（金） 10:00～	12 名	審議会委員	・令和元年度公民館事業報告について ・令和２年度公民館事業経過及び事業予定について
公民館リーダー研修会	－	－	登録団体 リーダー	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
南鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	－	－	利用団体 地域自治会 地域住民	〃

③　公民館利用者数

種　　別		利用人数(人)	概　　要
社会教育関係団体		10,996	
	体レク団体	4,828	卓球、ヨガ、３Ｂ運動、太極拳　等
	実務団体	1,372	パソコン、英会話　等
	趣味団体	4,345	大正琴、民謡、俳句、囲碁、カラオケ　等
	その他の団体	451	日本語教室　等
一般団体		1,271	書道、韓国文化　等
自治会		59	単位町会
市の行政機関・行政協力団体		1,131	おやこの遊び広場、ぽっぽ運動教室
ゲスト利用		1,587	
合　　計		15,044	

※令和元年度利用状況　　利用人数 20,031 人

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館状況について

・令和２年３月　４日（水）～令和２年５月３１日（日）：終日休館（貸館を中止）

・令和３年１月　９日（土）～令和３年３月２１日（日）：利用時間が１９時まで

・令和３年４月２０日（火）～令和３年８月２２日（日）：利用時間が１９時まで

※ただし日曜日・祝日は、従前どおり利用時間は１７時まで

参考　川口市における緊急事態宣言等の期間

・緊急事態宣言：１回目　　令和２年４月　７日（火）～令和２年５月２５日（月）

・　　〃　　：２回目　　令和３年１月　８日（金）～令和３年３月２１日（日）

・まん延防止等重点措置　　令和３年４月２０日（火）～令和３年８月２２日（日）

（２）令和３年度公民館事業経過及び事業計画について

①　公民館主催事業【事業予定】

事　業　名	開催期日等	募集者数	対 象	概　　要
子ども卓球教室	7 月～3 月 第 3 日曜日	6 人	小学生	社会教育関係団体の協力で、卓球を楽しみながら、子供の居場所を作ることを目的とする。
アートフィシャル フラワー教室	8 月 19 日 10:00～ 11:30	12 人	小学生 中･高学年向	子どもたちにものづくりの楽しさ素晴らしさを経験させることを目的とする。 ※夏休み子ども体験事業（１）
カレイドスコープ (万華鏡)つくり教室	8 月 22 日 13:30～ 15：00	20 人	小学生	子どもたちにものづくりの楽しさ素晴らしさを経験させることを目的とする。 ※夏休み子ども体験事業（２）
家族で楽しむ 初めてのバルーン アート教室	9 月 25 日 13:30～ 15：00	10 組 20 人	小学生 (保護者)	風船を使い様々な形の作品を親子で作り上げ、家族の触れ合いの場の提供を目的とする。
オンライン会議 ツール理解講座	11 月～12 月 全 4 回	10 人	成人一般	ＺＯＯＭを活用したオンライン会議ツールの理解と操作等を学ぶ
市民大学(後期)	11 月～12 月 全 4 回	20 人	成人一般	「暮らしに役立てる身近なカガク（科学）の世界」をテーマに、自然科学について理解を深め学び続けることの楽しさと重要性を知る機会を創設するもの。
親子すくすく教室	11 月～12 月 全 4 回	10 組	幼児 父母	未就学児向けの健やかな心身の発達と地域の親同士のつながり作りを目的とする。
インド料理教室	12 月～1 月	8 人	成人一般	インド料理で使われるスパイスや調理方法を学び、本格的なインド料理を家庭でも再現できるよう理解を高める。
韓国料理教室	1 月～2 月	8 人	成人一般	韓国料理で使われる食材や調理方法を学び、本格的な韓国料理を家庭でも再現できるよう理解を高める。
人権問題理解講座 ※リーダー研修会と兼ねる	2 月	50 人	登録団体 リーダー	本市の在留外国人を取り巻く状況と文化や生活習慣等に焦点を当て講義を行うことで、地域における在留外国人に対する差別や偏見という人権問題を解消していくことを目的とする。

② 公民館関係事業【事業予定】

事　業　名	開催日時	概　　要
公民館運営審議会	7月11日(日) 10:00～	・令和２年度公民館事業報告及び利用状況について ・令和３年度公民館事業経過及び事業計画について
南鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	―	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
公民館リーダー研修会	2月	・利用上の注意事項の周知、利用団体の意見交換

③ 公民館登録団体状況【令和３年７月１日現在】

種　　別	登録団体数	概　　要
社会教育関係団体	39	
少年少女団体	1	子ども会
体レク団体	15	卓球、ヨガ、３Ｂ運動、太極拳　等
実務団体	7	パソコン、英会話　等 ※生活技術、職業技術等につながる団体
趣味団体	14	大正琴、民謡、俳句、将棋、カラオケ　等 ※創作、文化活動なものを含む団体
その他の団体	2	日本語教室　等 ※ボランティアグループ
一般団体	6	書道、韓国文化　等 ※一般貸出の団体
自治会	1	単位町会
行政協力団体	1	地区レクリエーション協会
合　　計	47	

○川口市公民館運営審議会条例

平成１１年１２月２１日条例
第４８号

（設置）
第１条　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第２９条第１項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　教育委員会は、必要と認めるときは、２以上の公民館について１の審議会を置くことができる。
（組織）
第２条　審議会は、委員１５人以内をもって組織する。
（委員）
第３条　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
（１）学校教育関係者
（２）社会教育関係者
（３）家庭教育の向上に資する活動を行う者
（４）知識経験者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、審議会の会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席）
第７条　審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
（庶務）
第８条　審議会の庶務は、公民館において処理する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正）

２　川口市立公民館設置及び管理条例（昭和４６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成２４年３月２７日条例第２３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

○川口市立公民館設置及び管理条例

昭和４６年４月１日

条例第１４号

（設置）

第１条　本市は、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第２１条の規定に基づき、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　公民館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（管理）

第３条　公民館は、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（職員）

第４条　公民館に館長その他必要な職員を置く。

（利用の手続）

第５条　公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

（利用の制限等）

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しない。

（１）公益を害するおそれがあるとき。

（２）施設等を毀損するおそれがあるとき。

（３）その他管理上支障があるとき。

２　教育委員会は、前条の許可をする場合においては、公民館の管理上必要な条件を付けることができる。

（利用権の譲渡等の禁止）
第７条　第５条の規定により公民館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（利用許可の取消し等）
第８条　教育委員会は、管理上必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。
（１）利用の許可の申請に偽りがあったとき。
（２）利用の許可の条件に違反したとき。
（３）この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
２　市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。
（原状回復の義務）
第９条　利用者は、公民館の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第１項の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。
２　利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、利用者の負担とする。
（損害賠償）
第１０条　利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
（使用料）
第１１条　利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。
（使用料の減免）
第１２条　市長は、別に定める社会教育関係団体が利用するときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
（使用料の不還付等）
第１３条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（委任）
第１４条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
附　則
１　この条例は、公布の日から施行する。
（略）
附　則（令和２年９月２５日条例第４３号）
この条例は、令和３年３月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

名　　称	位　　置
川口市立南鳩ヶ谷公民館	川口市南鳩ヶ谷５丁目１３番７号

別表第２（第１１条関係）

館名	室　名	使　　用　　料					
		午前９時 ～午前11時	午前11時 ～午後１時	午後１時 ～午後３時	午後３時 ～午後５時	午後５時 ～午後７時	午後７時 ～午後９時
南鳩ヶ谷公民館	ホ　ー　ル	270	270	550	550	820	820
	日　本　間	160	160	330	330	490	490
	会議室１号	110	110	220	220	330	330
	会議室２号	110	110	220	220	330	330
	会議室３号	140	140	270	270	410	410
	会議室４号	160	160	330	330	490	490
	料理実習室	160	160	330	330	490	490
	展　示　室	160	160	330	330	490	490
	実験実習室	110	110	220	220	330	330

○社会教育法（抜粋）

（公民館の設置者）

第２１条　公民館は、市町村が設置する。

２　前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

３　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館運営審議会）

第２９条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

２　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第３０条　市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

２　前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

32. 南鳩ヶ谷公民館（鳩ヶ谷ブロック）

1.基本情報

所在地	川口市南鳩ヶ谷5－13－7
電話番号	048－285－2400【3154】
アクセス	<南鳩ヶ谷駅2番出口より徒歩> 5分 <川口駅東口より国際興業バス> 市役所前・南鳩ヶ谷駅経由サンテピア行（5番のりば）→「南鳩ヶ谷駅」、徒歩5分 <西川口駅東口より国際興業バス> 「朝日5丁目循環行（2番のりば）→「中居」、徒歩3分 「朝日5丁目行→「中居」、徒歩3分 <川口駅西口よりみんななかまバス> 川口・鳩ヶ谷線→「中居」、徒歩3分
駐車場	6台
ホールで可能な活動	合唱、ピアノ、ダンス、カラオケ, 体操、ヨガ、卓球、会議
対象区域内町会	南鳩ヶ谷1～4丁目町会、南鳩ヶ谷6丁目町会、南鳩ヶ谷8丁目町会、三ツ和自治会、八幡木自治会、前田自治会、鳩ヶ谷緑町自治会、グリーンパーク鳩ヶ谷自治会
対象区域	南鳩ヶ谷1～6丁目、南鳩ヶ谷8丁目、鳩ヶ谷緑町1～2丁目、大字前田、八幡木1～3丁目、三ツ和1～3丁目
近隣の小学校	中居小学校、南鳩ヶ谷小学校
その他	

2.部屋情報

部屋名	定員	階	空調	備考	使用料(円) ※2時間単位 9～11 11～13	13～15 15～17	17～19 19～21
ホール	120	2	○	机(21台)、椅子(113脚)、ピアノ	270	550	820
日本間	20	3	○	机(8台)、座布団(44枚)	160	330	490
会議室1号	20	1	○	机(8台)、椅子(19脚)	110	220	330
会議室2号	15	2	○	机(10台)、椅子(16脚)	110	220	330
会議室3号	20	3	○	机(6台)、椅子(19脚)	140	270	410
会議室4号	30	3	○	机(9台)、椅子(30脚)	160	330	490
料理実習室	20	3	×	調理台(4台)、椅子(22脚)	160	330	490
展示室	40	2	○	机(10台)、椅子(29脚)	160	330	490
実験実習室	10	3	×	机(3台)、椅子(15脚)	110	220	330
廊下・ロビー			×				

3.バリアフリー設備

設備		備考
車椅子駐車場	×	
おもいやり駐車場	×	
スロープ	○	
自動ドア	○	
エレベーター	×	
ベビーベッド	○	1階ロビー
ベビーチェア	○	多目的トイレ
授乳室	×	
多目的トイレ	○	1階
オストメイト	○	多目的トイレ
ユニバーサルベッド	×	
点字ブロック	○	施設内外
音声案内	×	

4.トイレ

		大便器 和式	洋式	ウォシュレット	ウォームレット	便座のみ	小便器
1階	男	1	1	0	0	1	3
	女	1	2	0	0	2	
	多目的	－	1	1	0	0	
2階	男	1	1	0	1	0	3
	女	1	2	0	0	2	
	多目的	－	－	－	－	－	
3階	男	1	1	0	0	1	3
	女	1	2	0	0	2	
	多目的	－	－	－	－	－	
合計	男	3	3	0	1	2	9
	女	3	6	0	0	6	
	多目的	－	1	1	0	0	
	計	6	10	1	1	8	

5.平面図

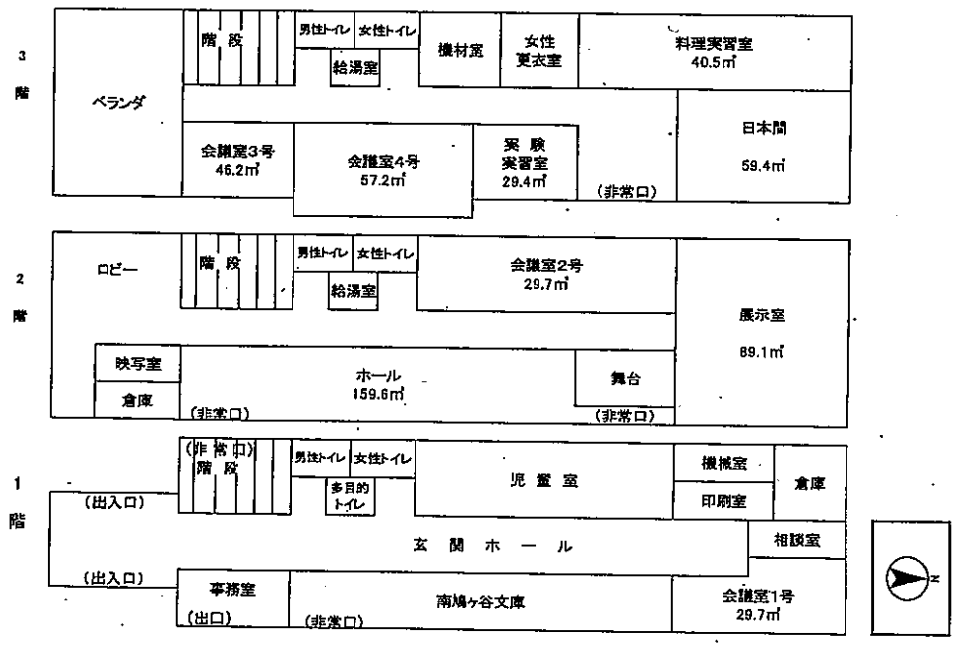

利 用 団 体 一 覧

(43団体)　　令和3年6月現在

団体名	活動内容	対象	活動日	活動時間
【スポーツ】5団体				
なかよし卓球	卓球	一般	毎週火曜 毎週金曜	9時～11時 11時～13時
親友クラブ	卓球	一般	毎週火曜	13時～15時
鳩ヶ谷ＭＴＣ	卓球	一般	毎週木曜	17時～19時
前田卓球クラブ	卓球	一般	毎週日曜	13時～17時
緑町卓球クラブ	卓球	一般	第1・3日曜	9時～11時
【美容・健康】7団体				
太極拳サークル風	太極拳	一般	第1・2・3火曜	11時～13時
太極拳クラブみなみ	太極拳	一般	第1・3金曜 第2・第3日曜日	19時～21時 11時～13時
もりもり会	血液循環体操	一般	第1・第3水曜	9時～13時
さわやかストレッチ	健康体操	一般	毎週金曜	9時半～11時45
ハッピー３B体操	健康体操	一般	毎週水曜	9時～11時
BGクラブ	スポーツ吹矢	一般	第1・3水曜	13時～15時
みなみヨーガ	ヨガ	一般	毎週木曜	9時～11時
【趣味】9団体				
南ＩＴクラブ	パソコン	一般	毎週火曜	9時～13時
パソコンクラブ	パソコン	一般	第2・4水曜	9時～13時
パソコン研究会南鳩ヶ谷	パソコン	一般	第1・2・3木曜	9時～11時
手編みの会	編物	一般	第1・3日曜	13時～15時
コスモスの会	フラワー アレンジメント	一般	第3木曜	9時～13時
新日本婦人の会みなみ班宿題小組	課外学習	親子	第3日曜	9時～13時
新日本婦人の会みなみ班(絵手紙)	絵手紙	一般	第4土曜	9時～11時
南棋好会	囲碁	一般	毎週土曜	13時～17時
鳩俳句会	鳩俳句会	一般	第1木曜日	13時～17時
【教養】5団体				
はとがや外国人のための日本語の会	日本語ボランティア	一般	毎週水曜	19時～21時
フォーチュン英会話	英会話	一般	毎週木曜	11時～13時
南鳩ヶ谷英会話サークル	英会話	一般	隔週の水曜	10時半～12時
アリラン	韓国語	一般	第1・2・3木曜	19時～21時
桜書道クラブ	書道	一般	毎週木曜	9時～13時
【舞踊・ダンス】5団体				
ピオアーヌエヌエ	フラダンス	一般	金曜･土曜のうち 月3回	13時～15時 9時半～10時45
ＬｕａｎａＨｕｌａ	フラダンス	親子	土曜・月3回	9時～11時
かがやき会	踊り	一般	第1・2・4土曜	19時～21時
南鳩ヶ谷民踊愛好会	民踊	一般	第2・4木曜	19時～21時
ステップ1	社交ダンス	一般	第1・2・3水曜	19時～21時
【音楽】8団体				
琴勇会南	大正琴	一般	毎週火曜	13時～17時
民謡おたのしみ会	民謡	一般	第2・4水曜	13時～17時
奏会	民謡	一般	第1・2・3土曜	13時～15時
赤とんぼ	コーラス	一般	第1・3土曜	9時～13時
どんぐりクラブ	コカリナ	一般	第2・4土・第3日	15時～17時
けやき音	篠笛	一般	第4土曜日	19時～21時
水無月会	カラオケ	一般	第2・4日曜	13時～17時
山彦会	カラオケ	一般	第1・3日曜	13時～17時
【幼児・子ども】3団体				
さんびージュニア	ジュニア体操	子供	第2･4日曜	9時～11時
スマイルキッズイングリッシュ	英会話	子供	第1・2・3木曜	17時～19時
鳩ヶ谷伝統文化書道会	書道	子供	主に土曜	9時～12時